

令和5年度地方公務員の懲戒処分者数等に関する調査結果(抄)

1. 懲戒処分者数の状況

■懲戒処分とは

職員の義務違反あるいは非行等に対する
公務秩序維持の観点から行われる処分

- 令和5年度中に懲戒処分を受けた職員数は 4,443人
(対前年度比 +620人)
- 主な行為別の処分者数
 - ・「一般服務違反等関係」 1,962人 (対前年度比 +208人)
(通常業務処理不適正、教員による児童生徒に対する非違行為、パワーハラスメント等)
 - ・「交通事故・交通法規違反」 940人 (同 +158人)
(飲酒運転等)
 - ・「公務外非行関係」 774人 (同 +124人)
(金銭・異性関係等の非行等)
 - ・「監督責任」 482人 (同 +44人)
- 種類別の処分者数
 - ・「免職」 605人 (対前年度比 +128人)
 - ・「停職」 888人 (同 +175人)
 - ・「減給」 1,401人 (同 +206人)
 - ・「戒告」 1,549人 (同 +111人)

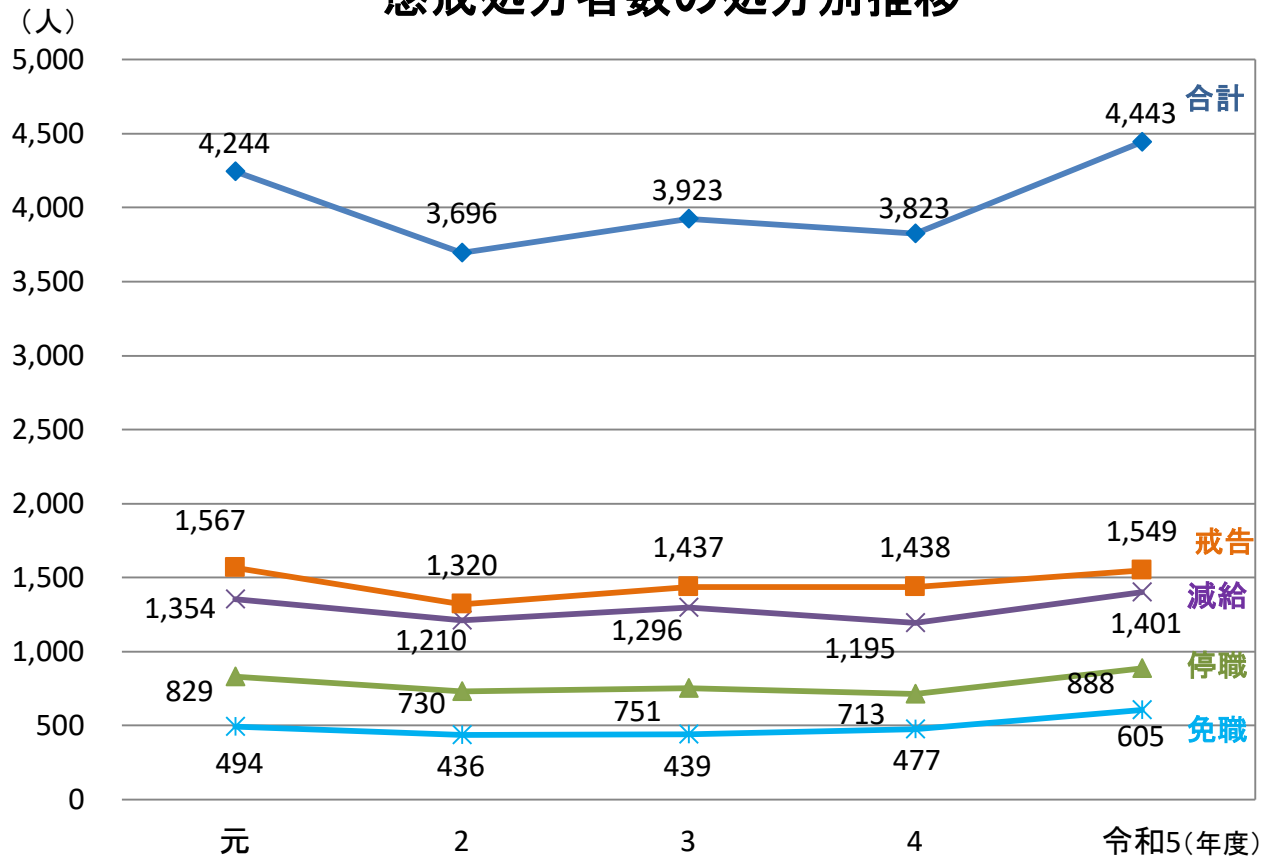
2. 分限処分者数の状況

■分限処分とは

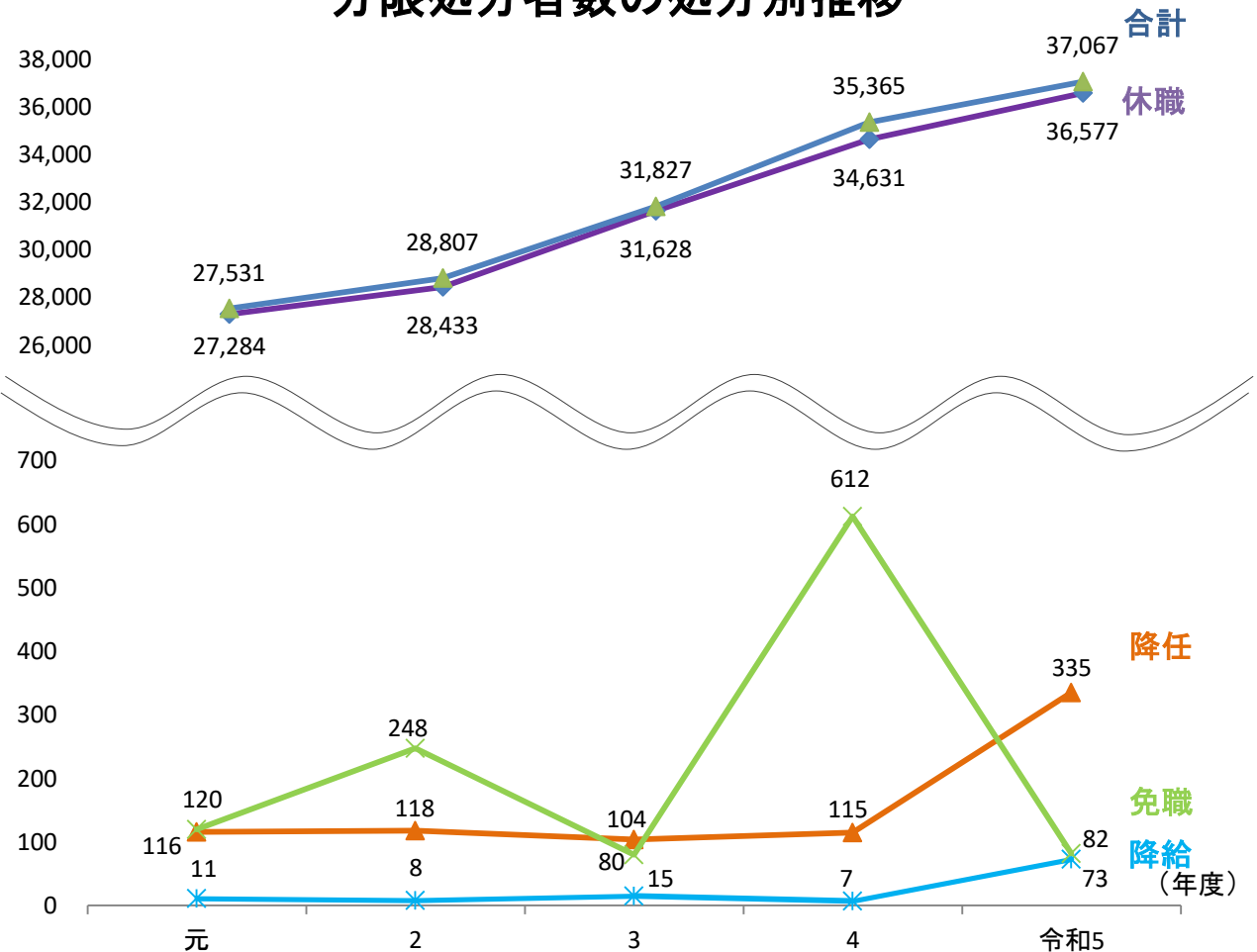
心身の故障の場合など、公務能率の確保等の
観点から行われる処分

- 令和5年度中に分限処分を受けた職員数は 37,067人
(対前年度比 +1,702人)
- 主な事由別の処分者数
 - ・「心身の故障の場合」 36,428人 (対前年度比 +1,908人)
- 種類別の処分者数
 - ・「免職」 82人 (対前年度比 ▲530人)
 - ・「降任」 335人 (同 +220人)
 - ・「休職」 36,577人 (同 +1,946人)
うち心身の故障の場合による休職 36,382人 (対前年度比 +1,932人)
 - ・「降給」 73人 (同 +66人)

懲戒処分者数の処分別推移



分限処分者数の処分別推移



3. 汚職事件の状況

■汚職とは

私利私欲のために職に関して不正をなすこと

- 事件件数 74 件（対前年度比 ▲ 2 件）
発生団体数 68 団体（同 + 1 団体）
当事者数 79 人（同 ▲ 4 人）

- 汚職事件のうち
横領 44 件（対前年度比 ▲ 2 件）
収賄 13 件（同 ▲ 5 件）

※ 両者を合わせると、汚職事件全体の約 8 割を占める。

- 部門別では
「教育」（17 件、23.0%）
「農林・水産」（12 件、16.2%）
「土木・建築」（9 件、12.2%）など

- 態様別では
「公金等の取扱」（40 件、54.1%）
「土木建築工事の執行」（8 件、10.8%）など

※ 公金等の取扱の「公金等」には、学校徴収金等、外郭団体・所管団体の運営費等、施設の使用料等がある。

- 事件発生の主な要因（各項目内の選択肢で複数回答可）

- ・ 職員としての資質の欠如：81 件

（公務員倫理の欠如、私生活における問題等）

- ・ 業務チェックの不備：60 件

（担当者による単独での事務、監査・検査の形骸化等）

- ・ 監督の不十分：52 件

（上司の指導・監督に対する認識不足、事務繁忙のため監督不十分等）